ゆうちょ銀行　名義アベ　ヒロミ　記号番号18660―12911931
横浜銀行東戸塚駅前支店　名義サイ　ノリヒロ　口座番号1672455
横浜銀行保土ヶ谷支店　名義サイ　ノリヒロ　口座番号1775803
りそな銀行行徳支店　名義ミキモト　マサル　口座番号0038664
りそな銀行桜井支店　名義ヨシカワ　カズヤ　口座番号0051694
りそな銀行仙台支店　名義オオコシ　マサト　口座番号1527730
りそな銀行仙台支店　名義ナガサワ　マサノリ　口座番号1528936
りそな銀行たまプラーザ支店　名義タケシタ　コウジ　口座番号1286758
りそな銀行綱島支店　名義イシカワ　ヨシタカ　口座番号1537338
りそな銀行名古屋駅前支店　名義サカキバラ　フトシ　口座番号1831560
りそな銀行浜松支店　名義イシガミ　カズヒト　口座番号1252559
りそな銀行平野支店　名義イノウエ　トモコ　口座番号0129676
りそな銀行平野支店　名義ムラモト　ヒロミ　口座番号0120493
りそな銀行福岡支店　名義カジタ　マサヒロ　口座番号0135212
りそな銀行福岡支店　名義ヒラタ　ユキヤ　口座番号0109159

⑶　主な犯行態様

ア　電話で借金の勧誘がある。
イ　貸付金は、借受人の預貯金口座へ振り込まれる。
ウ　１週間ないし20日間の期限で、元利金を一括返済する。一括返済できないときは、利息のみを返済して新たに期限を設け、その期日までに元利一括返済をする。
エ　返済は、指定された銀行等口座への振込により行われる。

５　開始決定の時における給付資金の額　金553万6,686円
６　支給申請期間　平成22年９月８日から平成22年11月８日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　山形地方裁判所
⑵　被告人の氏名　ア　細谷　豊、上島　雅和　イ　菊地　博之　ウ　佐久間　篤
⑶　裁判年月日　ア　平成21年12月14日　イ　平成22年１月14日　ウ　平成22年３月９日
⑷　確定年月日　ア　平成21年12月29日　イ　平成22年１月22日　ウ　平成22年３月24日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人菊地博之、同佐久間篤、同細谷豊及び同上島雅和らは共謀の上、「ファースト」等の名称で無登録貸金業を営むとともに、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領していたものであるが、平成20年12月８日から同21年４月８日までの間、多数の借受人をして、被告人菊地が管理する借名口座である千葉市内の東京スター銀行千葉支店ほかに開設された吉澤裕幸名義の普通預金口座ほか７口座に現金合計2,130万7,400円を振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した（なお、同事実は、被告人菊地、同細谷及び同上島の判決で認定された事実に基づく。被告人佐久間の判決で認定された事実は、犯行日時については平成20年12月８日から同21年３月27日までの間、振込送金先口座は６口座、振込送金額は、1,923万9,000円である。）。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒990―0046　山形県山形市大手町１番32号
山形地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号　023―633―6601

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（山形地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（山形地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第１４０４１号**

東京都中野区松が丘２丁目12―12―301
債務者　野村　博

１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　泰志
４　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月25日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０５８号**

神奈川県大和市下鶴間1793―14
債務者　寒田　崇史

１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久吉　一生
４　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月25日午後２時
６　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４１２２号**

千葉県山武郡大網白里町季美の森南１丁目21―12
債務者　金子　隆一

１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岩　利文
４　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月25日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４１２３号**

千葉県山武郡大網白里町季美の森南１丁目21―12
債務者　金子　裕子

１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岩　利文
４　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月25日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４１３７号**

東京都北区田端１丁目22―１
債務者　大内　篤実

１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八杖　友一
４　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月25日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
東京地方裁判所民事第20部